

『人間文化創成科学論叢』投稿規定（2024 年一部改定）

本誌は、外部審査制度を採用しているお茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科の学術雑誌である。投稿を希望する場合は、以下の諸点に留意の上、『人間文化創成科学論叢』編集委員会に論文を提出すること。

1. 『人間文化創成科学論叢』は、原則としてお茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科博士後期課程の在籍院生(休学中を含む)及び基幹研究院所属の研究者、その他編集委員会が特に認めた者の投稿を受け付ける。*1*2
2. 1 巻につき 1 人 1 論文まで投稿可とする。なお、毎年度投稿することは妨げない。
3. 投稿する原稿は、未発表論文の初出原稿に限る。
4. 投稿論文は、日本語原稿については、上限 20,000 字程度とする。横書きの場合、40 字×40 行で 13 枚以内、縦書きの場合、38 字×30 行で 18 枚以内、いずれも図表、写真、註、参考文献を含めた枚数とする。文字サイズは本文 10 ポイント、註・参考文献 8 ポイントとする。
*3 外国語原稿の使用言語は、原則として英語、仏語、独語、中国語のいずれかとし、英語、仏語、独語については 10,000words 以内、中国語については日本語原稿に準じた分量とする。投稿提出書式の詳細は『人間文化創成科学論叢』執筆要領を参照すること。
5. 日本語原稿には外国語要旨、外国語原稿には日本語要旨（600 字以内）を別紙で付すこと。使用言語が英語、仏語、独語の場合は 200words 以内、中国語の場合は日本語要旨に準じた分量とする。
6. 原稿は、PDF ファイルに変換して提出のこと。
7. 投稿申し込み、原稿提出期限は、各年度の編集委員会が指示する。提出された原稿は原則として返却しない。
8. 編集委員会は審査を査読者に依頼する。審査は第一次審査（原則として、お茶の水女子大学基幹研究院所属教員による*4）及び第二次審査（当該論文を研究領域とする学外専門家による）の二段階とする。編集委員会は審査結果に基づき採否を決定する。第二次審査の査読結果は採択者に通知する。
9. 投稿に際して他の文献等から図、表、写真などの転載を行う場合は、投稿者が自らの責任において必要な手続きをとり、転載許可書のコピーを印刷原稿に添えて提出すること。著作権に関する係争が発生しても、編集委員会は一切関与しない。許諾に要する費用は、投稿者の負担とする。

10. 掲載論文の著作権は、著作者に帰属する。但し、著作者は、『論叢』への投稿をもって、著作権のうち、複製権、公衆送信権の利用をお茶の水女子大学人間文化創成科学研究科に許諾する*5。なお、第三者からの著作権侵害の訴え等があった場合は、著作者自身が全責任を負う。

11. 投稿についての問い合わせ先：

お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科

『人間文化創成科学論叢』編集委員会

住所：〒112-8610 東京都文京区大塚 2-1-1

メール・アドレス：ronso@cc.ocha.ac.jp

(補足説明)

- *1. 院生に関しては、修了者、退学者は含めない。「基幹研究院所属の研究者」とは、運営費交付金雇用の教員（専任教員を除く）及び基幹研究院研究員を示す。本学非常勤講師は投稿資格に含めない。なお、9月末に本研究科を修了予定の場合でも、投稿論文提出時に本学研究科に在籍する院生には投稿資格を認める。
- *2. 共著の場合は、投稿者はファースト・オーサーでなければならない。また、共著者に投稿資格の制限はないが、本学教員が共著者の場合は、学内審査員になることはできない。専門の近い別の本学教員を学内審査員に選定すること。
- *3. Word の場合、MS 明朝以外のフォントでは1行あたりの設定文字数を大幅に超えて入力できてしまうことがあるので、各自確認のこと。
- *4. 休職やサバティカル中の教員は、学内審査員に選定することはできない。ただし、指導教員として実質的な指導を行うことは問題としない。
- *5. 複製権と公衆送信権を行使する際の主なる内容は、掲載論文のお茶の水女子大学教育・研究成果コレクション TeaPot での公開を示すものである。

(2012 年 10 月 1 日『人間文化創成科学論叢』編集委員会、2024 年 7 月一部改定)